

○ 地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス委員会要綱

令和8年3月27日

要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、「地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス基本規程」(令和8年規程第55号。以下「基本規程」という。)第5条の規定に基づき、地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、法人における情報ガバナンス、個人情報保護、診療情報管理及び情報システムの安全管理に関する重要事項を審議し、決定する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報ガバナンス及び個人情報保護に関する基本方針並びに内部規範の策定及び改廃
- (2) 診療情報及び個人情報の提供又は開示の適否に係る審査及び決定
- (3) 情報漏えい等のインシデント発生時の対応及び再発防止策の審議
- (4) 部会から報告された事項の承認及び重要事項の最終決定
- (5) その他、総括責任者又は委員長が必要と認める重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 最高情報責任者(CIO)
 - (2) 副院長
 - (3) 委員長が指名する情報管理責任者
 - (4) その他委員長が指名する職員
- 2 CIOをもって委員長に充てる。
- 3 総括責任者は、必要に応じて委員会の会議に出席し、意見を述べること

ができる。

- 4 委員長は、診療情報の開示の可否を審査する場合、必要に応じて、当該案件の審議に必要と認める職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副院長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、第4条の委員をもって構成する。

- 2 委員長は、審議事項に関係がある情報管理責任者その他の職員に対し、会議への出席を求めることができる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は、対面、書面又は電磁的記録（電子メール等）による方法により行うことができる。
- 6 委員及び会議に出席した職員は、自己又は親族等に直接の利害関係がある案件の審議には参加することができない。
- 7 診療情報の開示の可否に係る審査については、緊急を要する場合、前条第1項の規定にかかわらず、書面又は電磁的記録による方法により、速やかに（原則として開催要請から7日以内に）審議を行うものとする。

(部会の設置)

第6条 委員会に、専門的事項を調査及び審議させるため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 診療情報管理部会
- (2) 情報システム管理部会

(3) 個人情報保護・情報公開審査部会

- 2 各部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める各部会要綱による。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

- 2 診療情報管理部会及び情報システム管理部会の庶務は、医事課において処理する。
- 3 個人情報保護・情報公開審査部会の庶務は、人事統制課において処理する。ただし、審査に必要となる診療録の準備や技術的な調査等については、医事課及び関係部署がこれを支援するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則（令和8年3月27日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。